

令和元年（行ウ）第275号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2020年（令和2年）6月26日

東京地方裁判所民事第2部C b係 御中

## 意見陳述要旨

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

本件訴訟における、原告らが、第5回準備書面において主張した点の要点は以下の通りです。

### 第1点 電気事業法46条の17第2項所定の通知（確定通知）の処分性についての議論は終わっていること

- 1 電気事業法46条の17第2項所定の通知（以下、「確定通知」といいます。）について、処分性があることは明確であり、議論は終了しています。
- 2 本来的には法的効果を有していないと考えられる行政の活動について、処分性を認めてきた判例があります。古くは、昭和50年代の税関長の通知についての2つの最高裁判決があり、2000年代に入って、就学援護費の不支給決定、食品衛生法16条違反の旨の検疫所長の通知、医療法30条の7の勧告などについて、最高裁は、処分性を肯定してきました。

上記の4つの事例は、税関長の通知、医療法30条の7の勧告のように、本来法的効果がないものや、就学援護費の不支給決定、食品衛生法16条違反の旨の検疫所長の通知など法令に特段の規定もないものについて判断したものです。それらについて、仕組み解釈といわれる方法をとって、処分性を認めてきたものです。

- 3 しかし、本件の確定通知は、法令上普通に解釈して、法的効果が認められるものであり、仕組み解釈をする必要すらありません。
- 4 確かに、法文上、「通知」として表現されるものには、行政処分としての性格を有するものとそうでないものがあり、「通知」とされていることから、直ちに、処分性を有するかどうかは定まるものではありません。

その点は、「確認」と呼ばれるものでも同一です。

「通知」や「確認」などの「その行為の内容とする行為と法的効果が直結しない行為」は、許可などの「その行為の内容通りの法的効果が発生する」法律行為的行政行為とは区別して、従来、学説的には、「準法律行為的」行為と言われてきました。

こうした「準法律行為的」行為については、法令の定めによって、行為の内容とは別個の法的効果が結び付けられます。

例えば、建築基準法6条の「建築確認」についても、建築確認は、建築計画が法令の基準に適合しているという確認をするだけですから、そのことから、当然に法的効果は発生しません。建築基準法6条において、建築確認がない状態で、建築物の建築などを行ってはならないという定めがあり（同条8項）、それがいない状態で建築などを行うと刑事処罰の対象となると定められている（同法99条1項2号）ため、法的効果が結び付けられ、処分性が肯定されるのです。

5 では、本件の「通知」はどうでしょうか。

第一に、電気事業法及び同法施行規則は、火力発電所などの建設工事が可能となる前提としての届出には、「法第46条の17第2項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置」を記載し、「法第46条の17第2項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書」を添えなければならないとしています。

したがって、通知がされないまま、電気事業法48条1項の届出をしても、当該届け出は、「届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合して」いない（行政手続法37条）こととなり、効力を生じないこととなります。その場合、事業者は、火力発電所などの建設工事はできません。

その意味では、確定通知がされていることが、届出の前提であり、届出を有効とするものであり、確定通知は、大きな法的効果と結びついています。

第二に、電気事業法は、確定通知がなされないと、評価書の公告及び縦覧ができないと定めています（電気事業法46条の19、環境影響評価法27条）。

環境影響評価法31条は、「事業者は、第27条の規定による公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない。」と定めています。電気事業法46条の23は、環境影響評価法31条の適用を排除していません。

したがって、確定通知がない限り、環境影響評価法31条により、事業者は対

象事業の実施ができないこととなります。

その意味でも、確定通知は明確な法的効果を有しています。

以上からすれば、法令は、明示的に、確定通知に、法的効果を結びつけております。したがって、確定通知が処分性を有することは明らかです。

繰り返しますが、医療法30条の7の勧告のような、仕組み解釈は必要ありません。

この点は、もはや議論は終了したものと思われま

## 第2点 原告適格の議論について その1 被侵害利益との関係

1 最高裁判所は、平成11年11月25日の判決（最判平成11年11月25日判時1698号66頁）までは、都市計画法上の事業認可について、騒音や大気汚染被害を受ける、近隣住民の原告適格を否定しました。

しかし、平成17年12月7日の小田急高架大法廷判決は、最判平成11年11月25日判時1698号66頁を明示的に変更しました。

その判断の中では、「事業地の周辺地域に居住する住民（が）違法な事業に起因する騒音，振動等によって（中略）健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益」は、被害の内容，性質，程度等に照らせば、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものとしています。最高裁は、被害の内容、性質、程度などを重視して、原告適格を肯定しました。

その後、平成21年10月15日の場外車券売場設置許可判決は、「場外施設が設置，運営された場合に周辺住民等が被る可能性のある被害は，交通，風紀，教育など広い意味での生活環境の悪化であって，その設置，運営により，直ちに周辺住民等の生命，身体の安全や健康が脅かされたり，その財産に著しい被害が生じたりすることまでは想定し難い。そして，このような生活環境に関する利益は，基本的には公益に属する利益というべきであって，法令に手掛りとなることが明らかな規定がないにもかかわらず，当然に，法が周辺住民等において上記のような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を

含むと解するのは困難といわざるを得ない。」と判断しました。

この2つの判決を併せ読むならば、被害の性質を「周辺住民等の生命、身体の安全や健康が脅かされたり、その財産に著しい被害が生じたりする」もの、すなわち、最高裁のいう「一般的公益の中に吸収解消させることが困難なもの」と、そうでないものに区分し、後者（基本的には公益に属する利益）については、「法令に手掛りとなることが明らかな規定」の存在を要求し、前者（一般的公益の中に吸収解消させることが困難なもの）については、「法令に手掛りとなることが明らかな規定」がなくとも、なんらかの手掛りとなる法令上の規定があればいいということの意味しているように読めます。

その意味では、最高裁は、まず、被侵害利益の性質やその侵害の程度などを考え、それを踏まえ、法令の趣旨・目的の解釈を行うというものとしたと言えます。本件における、原告適格の判断にあたっては、最高裁判所の判例のこのような基本的立場が重視されるべきです。

ところが、被告は、上記のような最高裁判所の判例の立場とは離れて、被侵害利益の性質やその侵害の程度を論ずることなく、法令の趣旨目的を議論しようとしています。これはまったく適切ではありません。

2 では、本件における原告らの具体的利益及びその侵害の態様及び程度は、どのようなものでしょうか。

原告らは、2019年（令和元年）11月1日付け準備書面2において、本件における原告らが、本件確定通知がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる具体的利益及びその侵害の態様及び程度としては、以下の3つを主張しています。

- ・ 温暖化被害
- ・ 大気汚染被害
- ・ 温排水被害

第一の温暖化被害ですが、本件の新設発電所から排出される、CO<sub>2</sub>によって、地球温暖化が進行し、生命身体健康又は重要な財産、重要な生業手段などと

いった重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害されるというものです。

これは、さらに3つに分かれます。

その1は、より激しい雨が降ることによって、土砂災害や水害を受け、その結果、生命を失ったり、身体被害を受けたり、住居を失うなどの重大な財産的被害を受けるといったものです。

その2は、熱中症などによって生命を失ったり、健康を害するというものです。

その3は、漁業資源・海中観光資源が失われるなどして重要な生業手段が失われたりするというものです。

第二に、本件の新設発電所から排出される、SO<sub>x</sub>（硫黄酸化物）、NO<sub>x</sub>（窒素酸化物）、ばいじんや微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）などの浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質によって、健康を害したり生命を失ったりするなど、生命身体健康という重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害されるというものです。

第三に、本件の新設発電所から排出される、温排水によって、漁業資源が失われるなどして重要な生業手段が失われるなど、重要な生業手段という重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害されるというものです。

これらの具体的利益とその侵害状況は、いずれも、生命身体健康あるいは重要な財産や重要な生業手段といったものが、不可逆的に侵害されるというものであって、その被害の内容、性質、侵害の程度等に照らせば、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものです。

以上の点について、被告からの認否も反論もありません。

### 第3点 原告適格の議論について その2 電気事業法、環境影響評価法の趣旨・目的について

- 1 環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、1997年（平成9年）に制定された法律ですが、1993年（平成5年）に制定された、環境基本法20条の

規定を受けて制定されたものです。

環境基本法は、14条において、同法の第2章「環境の保全に関する基本的施策」の基本的指針を定めています。そこでは、「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され（中略）るよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。」の「確保を旨として、（中略）行わなければならない。」と定めています。

実際、環境影響評価法11条第4項は、明示的に、環境影響評価法に基づく環境影響評価制度が、環境基本法第14条に定める事項の確保を旨としなければならないことを定めています。

さらに、本件の被告である、経済産業省が定めた発電所アセス省令（平成10年通商産業省令第54号）は、環境影響評価法11条第4項の規定を受けて、同省令の22条1項柱書き及び同項1号において、大気質などの調査、予測、評価は、人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法で行う旨を定めています。

電気事業法及び発電所アセス省令に定める環境影響評価制度も、環境基本法20条に基づくものであり、以上と同様です。

## 2 電気事業法の他の規制規定との関係について

また、被告は、「電事法は、火力発電所の設置工事、維持及び運用の各段階において、強制的権限をもって技術基準適合性の確保を求めており、このことにより人の健康等の個々人の具体的利益を図っている」一方、「評価書の遵守を強制的権限をもって確保するものとしていない」から、電気事業法の環境影響評価制度は、個々人の個別的利益を保護していない、と主張しています（被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(2)」「イ」（イ）のb及びc）。

しかし、第一に、この主張は、環境基本法第2章に定められている通り、環境基本法第14条に定める事項の確保のためには、同法21条に定める規制的手法だけでなく、同法22条に定める経済的手法、同法26条に定める参加手法、同法27条に定める情報手法、そして、同法20条に定める環境影響評価制度が、

様々な形で機能していかなければならないという点の認識を欠く不適切なものです。

第二に、電気事業法は、同法46条の20において、法的な義務を発電事業者に課しております。

そして、その履行確保手段として、発電事業者に対する報告徴求権限（法106条3項、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）26条第2項5号）、この報告義務違反に対する処罰規定（法120条12項）、強制立入検査権（法107条2項）を設けています。

規制的手法とは異なる手法ですが、その手法に応じて、義務の履行確保の手段が設けられており、決して、法は、「評価書の遵守を強制的権限をもって確保するものとしていない」訳ではありません。

被告の主張は、このように、法46条の20の義務が法的義務であり、具体的な履行確保手段もあることを無視ないし軽視するものであって適切ではありません。

#### **第4点 原告適格の議論について その3 環境影響評価法及び県アセス条例が、対象を限定した、特別の手続き的配慮をしていること**

- 1 昭和57年9月9日の長沼ナイキ訴訟最高裁判決（最高裁判所昭和52年（行ツ）第56号事件・同57年9月9日第一小法廷判決・民集36巻9号1679頁）は、処分の根拠となる法令からみて、処分が一般的公益の保護を目的とする場合であっても、法令に特段の規定を設けて、特定の個々人に原告的を与えることは可能であると判断しています。

この点は、場外車券売場についての平成21年の最高裁判決においても、基本的に踏襲されています。

以上からすれば、対象を限定した、特別の手続き的配慮をしている場合には、原告適格が肯定されることになります。

## 2 環境影響評価法における特別な手続き的配慮

被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(4)」において、「原告ら指摘に係る環境影響評価法の各規定は、地域住民を一定の配慮をされる者として位置づけ、それ以上に地域住民の個別的な利益を確保するための制度を設けていない」とし、これらの規定をもって、環境影響評価法及び法に基づいて行われる環境影響評価の手続きが人の健康や生活環境を個別具体的な利益として保護しようとするものということとはできないと主張しています。

しかし、第一に、小田急高架大法廷・平成17年判決は、シェリー・アーンシュタインのいう「形ばかりの参加」に過ぎない都市計画法16条、17条の規定についても、都市計画法の趣旨・目的を解釈する手掛かりとし、個々の住民に対して、騒音被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するとしています。

それに対し、環境影響評価法は、都市計画法16条、17条をはるかに上回る、配慮義務（環境影響評価法11条1項及び21条第1項柱書き）、応答義務（同法14条1項4号及び21条第2項4号）を定め、さらに、関係地域内において方法書及び要約書、準備書を縦覧に供する義務（方法書について環境影響評価法7条、準備書について環境影響評価法16条）、関係地域内において方法書、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催する義務（方法書について環境影響評価法7条の2第1項、準備書について環境影響評価法17条1項）を定めています。

環境影響評価法は、配慮義務および応答義務という高い手続き的保障を課す、日本で唯一の法律です。

これらから見て、環境影響評価法は、少なくとも関係地域内に居住し又は勤務する人に対し、都市計画法16条、17条の規定をはるかに上回る、特別の手続き的配慮をしています。

したがって、これらの手続き的配慮は、大気汚染による健康又は生活環境に係る著しい被害及び温排水によって生業手段に対する著しい被害を直接的に受ける

おそれのある者に対し、そのような被害を受けないという利益をその者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当です。

### 3 県アセス条例における特別な手続き的配慮

被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(5)」において、県条例が定める条例関係地域の住民に対する周知等の手続きは、本件発電所の設置にかかる法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きとは、環境影響の評価項目の対象自体を異にする、別異の法令に基づく環境影響評価手続きであって、双方はその守備範囲を異にすることが予定された手続きというほかない。それゆえ、本件では、県条例の上記規定を前提にして、法46条の17第2項に基づく原告適格を論ずる素地自体がそもそもないと主張しています。

県条例は、電気事業法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きと対象自体を異にする項目についての手続きを定めるだけではありません。

県条例は、① 環境影響評価法に基づき知事が意見を述べる際の諸手続（県条例48条（公聴会の開催）、50条2項（知事意見を言う場合の、準備書公聴会における意見の考慮義務）及び、② 環境影響評価法が対象とする項目についての選定手続き、各項目の調査、予測、評価にあたり神奈川県が定める技術指針（県アセス技術指針）に配慮すべきこと（県条例30条、39条）といった、電気事業法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きについても定めています。

これらは、環境影響評価法61条2項に基づくものです。

被告の主張は、県条例に明記された、これらの条文の定めを看過するものです。

そして、県条例48条1項は、準備書公聴会は、「条例準備書関係住民等その他の規則で定めるものを対象として」開催するとしており、手続き上、県条例上の関係地域の住民等に対し、特別な手続き的配慮をしています。

しかも、同条例50条2項は、知事に対し、環境影響評価法20条1項又は5項の規定により意見を述べるにあたり、準備書公聴会における県条例上の関係地域の住民等が述べた意見については、「環境保全上の見地から十分考慮する」と

定めており、県条例上の関係地域の住民等の意見についての知事の配慮義務も定めています。

そして、環境影響評価法は、住民らの意見（同法18条1項の意見）と並んで、知事の意見（同法20条1項又は5項の意見）について、事業者に配慮義務を課しています（同法21条1項）。

以上からすれば、県条例は、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおける参加手続きについて、県条例48条、50条等の規定によって、特に、県条例上の関係地域の住民等に対して、高い手続的保障を与えています。

- 4 以上からすれば、電気事業法、環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に対し、そのような被害を受けないという利益をその者の個別的利益としても保護していると解されます。

#### **第5点 原告適格の議論について その4 大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者の範囲**

- 1 では、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者とは、どの範囲の者を指すのでしょうか。

環境影響評価法6条・15条の関係地域は、「一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」（発電所アセス省令18条、4条2項1号・2号）とされています。

それは、本件のような大気汚染との関係では、「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」（神奈川県環境影響評価技術指針（平成10年2月6日環審第73号）（甲62）（以下「県アセス技術指針」という）「第2章 各論」「第1 大気汚染」「1 調査の手法」「(3) 調査地域及び地点」「ア 調査地域」）となります。

具体的には「対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度等を勘

案し、最大着地濃度が出現する地点までの距離を十分に含む距離を半径とする円内」となります（県アセス技術指針の解説（神奈川県環境影響評価技術指針解説・甲64））。

大気汚染被害は、不可逆的であり、かつ、人の生命を奪う場合も多々あるという点で、より深刻かつ重大です。

大気汚染物質の最大着地濃度が出現する地点までの距離を十分に含む半径内の範囲を、環境影響評価法6条・15条の関係地域として定める以上、その関係地域に居住または勤務する人について原告適格を肯定することは、小田急高架大法廷・平成17年判決に沿うものとなります。

2 本件の場合、「対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度等を勘案し、最大着地濃度が出現する地点までの距離を十分に含む距離を半径とする円内」はどの範囲でしょうか。

本件の場合、対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度が出現する地点は、煙源から1.5km前後のところであり、かつ、20kmのところでは濃度があまり変化しません（本件の評価書の4-13・乙8・267～268頁）。

かつて、本件場所にあった火力発電所するときも、最大着地濃度が出現する地点は、煙源から1.3-4km前後のところであり、20kmのところではそれなりの高い濃度がありました（本件の評価書の4-13・乙8・267～268頁）。

以上は、方法書作成以前の段階で判明していたことです。

したがって、少なくとも、煙源から半径20km前後までの範囲は、「既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」に該当し、したがって、本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域は、少なくとも、煙源から半径20km前後までの範囲ということになります。

このことは、本件の事業者も、大気汚染の影響調査の対象地域を、新設発電所の周囲20kmの範囲と設定している（準備書12-1-1-1-19、これは、評価書12-1-

1-1-19・乙8の575頁と同じ) こととも整合します。

以上の通り、本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域は、「対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度が出現する地点までの距離を十分に含む距離を半径とする円内」であり、これはとりもなおさず、人の健康などに影響を及ぼしうる地域です。

したがって、環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住し又は勤務する者は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者といえます。

### 3 県条例上の関係地域について

被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「3」「(4)」において、第一に、県条例上の関係地域は、人の健康等への著しい被害が発生するおそれがある地域について定められているわけではない、第二に、県条例による環境影響評価手続きは、本件発電所の設置にかかる法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きとは、互いの守備範囲を異にし、環境影響評価における評価項目自体も異にするから、県条例上の関係地域が、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価に係る原告適格の手掛かりになるものとは解されない、と主張しています。

しかし、第一に、県条例上の関係地域は、「神奈川県環境影響評価条例の規定により事業者が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域を定めるに当たり従うべき基準」(甲58)により定められますが、同基準に記載されている通り、事業の種類・規模を考慮し、地域が定められており、かつ、本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域に含まれます。県条例上の関係地域は、人の健康等への著しい被害が発生するおそれがある地域について定められています。

また、第二に、県条例は、電気事業法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きについても定めています(県条例48条(公聴会の開催)、50条2項(知事意見を言う場合の、準備書公聴会における意見の考慮義務)及び、県条例30条、39条)。

そして、前述の通り、県条例は、電気事業法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおける参加手続きについて、県条例48条、50条等の規定によって、特に、県条例上の関係地域の住民等に対して、高い手続的保障を与えています。しかも、県条例48条、50条の規定は、電気事業法及び環境影響評価法に基づくもの（環境影響評価法61条2項）です。

以上より、県条例上の関係地域に居住し又は勤務する者は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者であり、かつ、電気事業法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおいて、特別な手続的保障をされている者であって、原告適格が肯定されます。

#### 4 20km以内の居住者等について

本件においては、環境影響評価法6条・15条の関係地域は、新設発電所の周囲20km以内の範囲となります。

発電所の周囲20km以内の範囲は、「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」（県アセス技術指針の「第2章 各論」「第1 大気汚染」「1 調査の手法」「(3) 調査地域及び地点」の「ア 調査地域」）でもあります。

環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住し又は勤務する人に対しては、縦覧、説明会の開催といった形で、特段の規定を設けて、特別の手続的配慮をし、その提出する意見についても、環境影響評価法は、日本の法令の中で、極めて高い位置付けを与えています。

これらの規定からすれば、新設発電所の周囲20km以内の範囲に居住し又は勤務する人は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者であり、かつ、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおいて、特別な手続的保障をされている者に該当します。

ちなみに、本件事業者は、自ら、大気汚染の影響調査の対象地域を、新設発電所の周囲20kmの範囲と設定しています（準備書12-1-1-1-19、これは、評価書12-1-1-1-19・乙8の575頁と同じ）。それは、新設発電所の周囲20kmの範囲

が、大気汚染物質により、環境影響を受けるおそれがある地域と認識したからです。

被告は、本件事業者が自ら、大気汚染の影響を受けるおそれがある地域を、新設発電所の周囲20kmの範囲と想定して、調査地域を設定していることを認識しつつ、その調査地域と環境影響評価法6条・15条の関係地域が一致することに触れようとしませんが、これは著しく相当さを欠く対応と言わざるをえないものです。

## まとめ

以上より、原告らのうち、県条例上の関係地域（本件の新設発電所の事業予定地から、3キロメートルの区域を包含するように市町村の区域内の町若しくは字の区域の境界などによって区画される地域）に居住し又は勤務する人はもちろん、新設発電所の周囲20km以内の範囲に居住し又は勤務する人については、本件確定通知の取消訴訟の原告適格が肯定されます。

## 最後に2点

- 1 被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(4)」の「ウ」（準備書面(1)25頁）において、「環境影響評価法21条2項4号は、（中略）準備書の記載を修正する必要があるときに限って、市民等意見の概要等に加え、その市民等意見に対する事業者の見解を記載すべきことを規定したものに過ぎない」と主張しています。しかし、この主張は明らかな誤りです。仮に、経済産業省が、今回の被告の主張の通り、環境影響評価手続きを運用しているとすれば、それは、制度の趣旨を理解しないまま、法律の定め及び自ら定めた省令にも反して、環境影響評価手続きを運用していることになり、極めて重大な問題です。
- 2 被告の主張においては、用語の混乱があります。「個別的利益」という言葉を用いるべきところで、「具体的利益」という言葉を用いています。

以上